

# 第 I 章

## 研修計画をつくるために ～企画・立案のポイント～



H16 人権教育指導者専門研修より

### 第 I 章 の 構 成

#### I - 1 人権教育推進のための指導者について

#### I - 2 学習プログラムについて

#### I - 3 学習プログラム作成の手順

##### (1) 年間事業計画を立てるに当たって

##### (2) 個別事業計画を立てる～全体構想の立て方～

##### (3) 個別事業計画を立てる～展開の組み立て方～

#### I - 4 相談窓口紹介

人権教育を組織的・計画的に推進していくには、推進体制の整備・充実を図り、人権教育・啓発活動の充実に努めるとともに、地域で人権教育を推進する**指導者を計画的に養成し、指導者の資質の向上**を図るための研修を充実させ、その活用を図るように努めることが大切です。

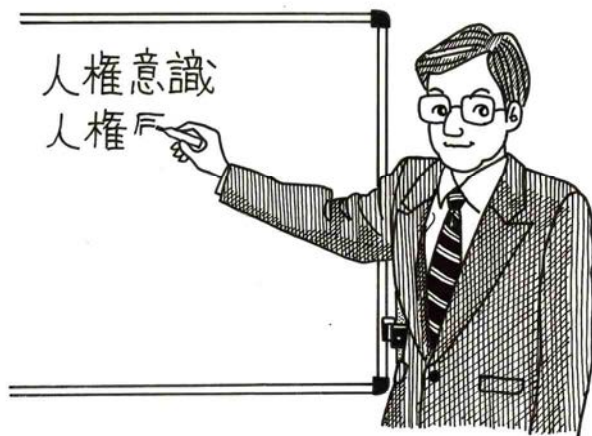
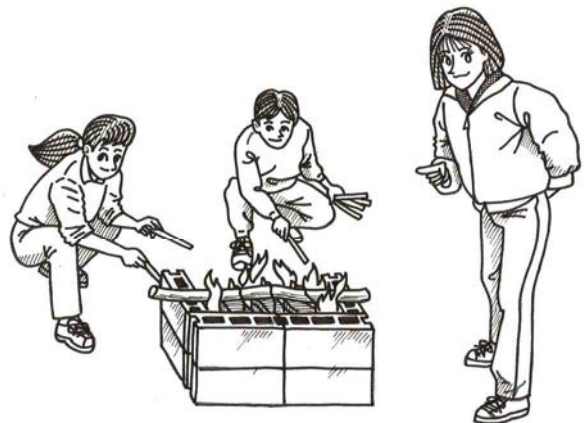
ここでは、**団体運営や地域活動に取り組む指導者や人権教育・啓発事業に携わる指導者**など、人権教育を地域で実践していく立場になる指導者の養成や指導者としての資質の向上を目指す研修を実施することを目的とした、学習プログラムの企画・立案の進め方を具体例をもとに紹介していきます。

## 人権学習と指導者

人権尊重の精神の涵養を図るために、社会教育の分野においては、生涯学習推進のための各種施策を通じ、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めることが求められています。

具体的には、幼児期から思いやりや生命の大切さ、善悪の判断など、人間形成の基礎をはぐくむ家庭教育、青少年を対象としたボランティア活動等の体験活動、公民館等において人権をテーマに取り上げた学級・講座や人権に関する学習をプログラムの一部に取り入れた学級・講座を通して、人権教育を推進していくものと考えられます。

人権教育を広く推進していくためには、人々が日常的に人権について考え、取り組むことが望まれます。地域においては、子ども会、育成会、老人会、自治会、スポーツ少年団、PTA、各種サークル団体、ボランティア団体などの多様なグループやサークル、団体があります。これらのリーダーや指導者が、人権に関する学習を通して豊かな人権感覚を身に付けることにより、グループやサークル、団体は、人権が尊重された雰囲気や環境の中で運営されることとなります。そのことによって、参加する一人一人が豊かな人間性を身に付けたり、人権意識を高めたりして、人権が尊重された地域づくりにつながっていきます。そのためには、地域のグループや団体等のリーダーや指導者など、身近で人権教育を担う立場にある団体運営や地域活動に取り組む指導者の養成が大切です。



また、公民館などで実施される人権に関する学級・講座等で、講師として講話をしたり、ファシリテーターとしてワークショップを進めたりすることができる指導者や、人権教育の視点に立って研修・啓発事業を企画・立案することができる専門性をもった人権教育・啓発事業に携わる指導者の養成も大切です。

## 指導者に求められるものは？

人権教育推進のためには、指導者の方々の資質の向上を図る研修を実施することが求められます。指導的立場の方々は、常に人権感覚を磨き、新しい知識を学んだり、技能を高めたりすることが大切です。

では、人権教育推進のための指導者には、どのような資質や能力が求められるのでしょうか。

### 団体運営や地域活動に取り組む指導者

#### ◇ 対象

各種団体・グループ・サークルのリーダー及び指導者並びに活動者等

#### ◇ 求められる資質や能力（例）

- ・豊かな人間性
- ・人権についての理解
- ・様々な人権問題についての理解
- ・人権意識の高揚と鋭い人権感覚
- ・コミュニケーション能力
- ・セルフエスティーム（自尊感情）
- ・アサーティブな自己主張の能力
- ・共感と共生の姿勢
- ・人権が尊重された団体活動の企画・運営力 など

団体・グループ・サークルのリーダーや指導者が、豊かな人間性をはぐくむ活動に取り組んだり、言葉遣いなどの環境や雰囲気配慮したり、ときには「ちょっとその言葉は・・・」などと指摘できるような地域リーダーを養成することにより、人権尊重の意識を地域に浸透させていきたいですね。



人権が尊重された雰囲気や環境の中で活動を進めることや、地域住民に啓発できるようなリーダーや指導者の育成を目指すことが考えられます。

### 人権教育・啓発事業に携わる指導者

#### ◇ 対象

人権教育・啓発担当者、各種研修担当者、各種学級・講座担当者、公民館などの行政職員、事業に関心のある住民等

#### ◇ 求められる資質や能力（例）

- ・人権についての理解
- ・様々な人権問題についての理解
- ・人権意識の高揚と鋭い人権感覚
- ・コミュニケーション能力
- ・講話スキル
- ・ファシリテーション能力
- ・人権教育・啓発事業立案力  
（啓発事業企画、学習プログラム作成等） など

人権や人権教育についての専門的な知識や技能を身に付けることにより、公民館で実施される人権学習の講師を務めたり、ワークショップのファシリテーターを務めたりできる人材を養成できますね。また、担当者が事業の企画・立案力を身に付けることにより、充実した人権教育・啓発事業が実施できるでしょう。

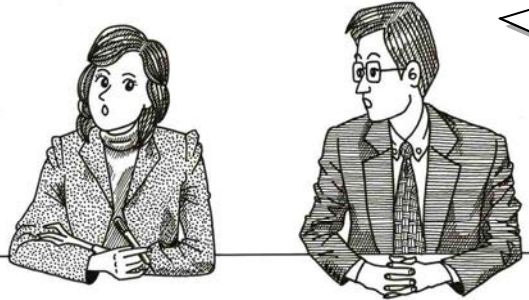


ここに例として挙げた内容すべてを実施するのではなく、研修のねらいによって内容は異なります。

## 研修計画をつくるために 学習プログラムについて

初めて、講座を企画するのですが、「学習プログラム」ってどういうものなのかな？

・・・ということは「わかる」ための活動を順序よく並べたものが「学習プログラム」か！



「学習」は、意識や行動がかわることで、「プログラム」は活動を順序よく並べたものだね。

学習プログラムとは、「わかる」「かわろうとする」ための活動を、始めから終わりまで、順序よく、流れやつながりをもって並べたものです。そこには、担当者の思い、例えば・・・

- 「人権が尊重された雰囲気のある“住みよいまち”にしたい」
- 「人権感覚を高め“共に生きるまちづくり”がしたい」
- 「豊かな人間性が育ち“生き生きとした住民”になってほしい」など

を表現することができます。

ですから、学習プログラムは、方向性や課題性があるものであり、「こうなってほしい」という担当者の意図や考え方が大切ですね。



学習プログラムの「かたち」には、例えば次のようなものがあります

**プログラム(年間事業計画)**

人権教育年間事業計画

- 社会教育目標：個性を尊重し、……
- 人権教育目標：人権尊重の理念に……
- 人権教育推進年間計画

区分	事業名	内容	対象	期日
学級	人権ゼミ	各学級において……	高齢者 女性	年間
研修	人権教育一般研修	講演を通じ……	町民	6月
	人権教育専門研修	指導者を対象に……	行政職 団体指	6月～9月
啓発	人権週間	街頭で……	町民	12月
	パンフレット	人権啓発に努める……	全戸	3月

**プログラム(個別事業計画)**

事業名：人権教育専門研修

- 学習目標：指導者の養成と資質の向上……
- 実施主体：生涯学習課
- 対象：行政職員、団体の指導者
- 会場：中央公民館、現地視察
- 回数：6回
- プログラムの展開

回	テーマ	内容	方法	学習段階	備考
1	---	---	---	○○○	---
2	---	---	---	△△△	△△△
3	---	---	---	□□□	□□□
4	障害者	---	体験	---	△△△
5	---	---	---	○○○	○○○
6	---	---	---	△△△	△△△

**プログラム(学習展開計画)**

テーマ『障害者の人権を考える』

学習のねらい：車いすなどの体験を通じ……

流れ	時間	活動	留意点
導入	30分	オリエンテーション……	---
展開	120分	講話 体験……	---
まとめ	30分	意見交換	---

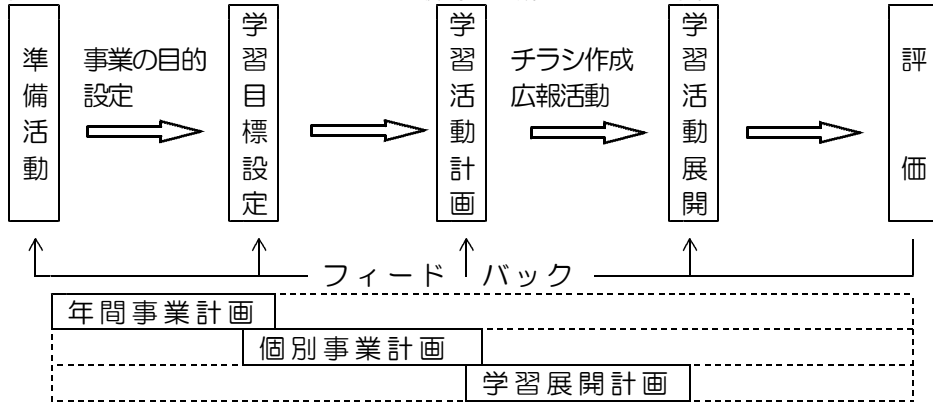
準備するもの：車いす、白杖、アイマスク、未来ちゃん……

会場図：  
○(体験)

## 研修計画をつくるために 学習プログラム作成の手順 (1) 年間事業計画を立てるに当たって



ここからは学習プログラム作成の手順について説明します。  
学習プログラムは次のような順序で編成されます。

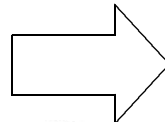


ここではまず、準備段階のことについて説明します。

**準備活動段階**：学習目標を設定する前に、「まち」や「学び」の実態を把握しよう。

### ① 「まち」と「暮らし」の様子を知ろう

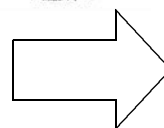
- ・このまちは、どんなまちかな
- ・何が「まち」の問題かな
- ・何が「暮らし」の問題かな
- ・豊かに楽しく暮らすには何が必要かな



広い視野にたって、客観的に「まち」と「暮らし」を見てみよう、人権にかかわる問題、課題はないだろうか・・・。

### ② まちの「学び」の様子を知ろう

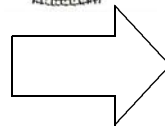
- ・どんな「学び」があるのかな
- ・何が問題なのか明確にしよう
- ・住民の学びの支援の方向は
- ・現状と課題、問題を明確にしよう
- ・どんな取組が不足しているか



まち全体に目を向け、住民に提供されている学びの場の現状を把握するとともに、住民にとって必要な学びを整理しよう。

### ③ 人々が、「何を学びたい」のか知ろう

- ・客観的な数字も大切にしよう
- ・過去の事業の評価を活用しよう
- ・学習ニーズの多様化、高度化に  
 応えよう
- ・学習内容と方法を検討しよう



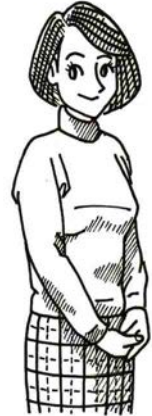
人権に関する住民や地域社会の学習要求を把握しよう。身近な課題として何が必要  
な学びかも加味しよう。

## 研修計画をつくるために 学習プログラム作成の手順 (2) 個別事業計画を立てる～全体構想の立て方～

「(1)年間事業計画を立てるに当たって」をもとに、人権に関する現状をとらえ、今、どのような人権教育の指導者が求められているかが明確になったことでしょう。

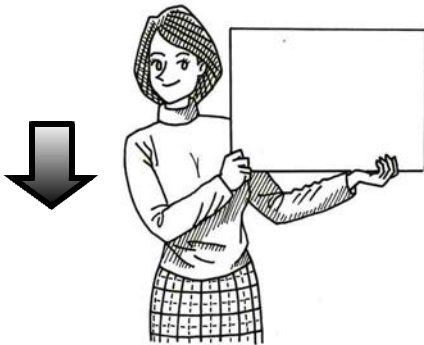
実際には、1つの個別事業を立案する前に、年間事業計画を立てることになります。この年間計画に基づいて個別事業のプログラムを作成し、実施することになります。

ここからは、年間事業計画に位置付けられた個別事業の一つとして、人権教育に関する指導者研修事業の具体的な企画・立案の手順を説明します。まず、個別事業計画の全体を構想するための手順について述べていきたいと思います。



### 学習プログラム全体構想企画の流れ

#### 事業の目的を確認しましょう



○もう一度、何のためにこの事業を実施するのか、事業の目的を確認しましょう。また、他部局の事業にも目を向けておきましょう。

ここでは、

- 「目的」－個別事業実施主体者が何のために何を達成するのかといった企画者の意図を明確にしたもの
- 「目標」－個別事業実施後の学習者の望まれる姿を示したもの
- 「ねらい」－学習展開の各回ごとの学習者の学習後の達成すべき姿を示すもの

#### 学習対象者を明確にしましょう



○学習対象者を明確にすることは、学習目標の設定に必要なとともに、対象者の違いによって学習プログラムの作成内容も大きく異なってきます。言い換えれば、学習対象者を明確にすることにより、学習者の特性に応じた学習プログラムを作成できます。

#### 学習目標を設定しましょう



○学習目標は、具体的な学習プログラム内容を作成する指針となります。事業実施後の参加者や地域などの具体的な変容の姿をイメージして設定しましょう。

#### 実施概要を明確にしましょう

○事業を実施する時期、回数、時間、場所などの事業概要をイメージし、その根拠についても明確にしておきましょう。

個別事業全体の構想がイメージできましたら、いよいよ学習プログラムを具体化していく作業に入ります。  
ここでは、グループや団体の活動や地域活動において人権教育を担う団体運営や地域活動に取り組む指導者研修を例に、作成のポイントを紹介していきます。



## 学習プログラム全体構想例

### 〇〇町人権教育個別事業計画（学習プログラム）

(1) 事業名	共に生きるまちづくりセミナー ～地域リーダーステップアップ編～	
(2) 事業の目的	人権が尊重されたまちづくりを目指し、地域住民一人一人の人権意識を高めるために、人権が尊重された雰囲気や環境の中で団体、サークル、グループ運営ができるリーダーや指導者を養成する。	
(3) 実施主体	主催 〇〇町教育委員会 共催 〇〇町人権啓発課	
(4) 参加対象・定員	育成会役員 自治会役員 青少年指導者 各種団体、サークル等の代表者等  定員 30名	
(5) 学習期間・学習時間（回数）	10月～11月	時間 1.5時間 × 5回 各回とも（19:00～20:30）
(6) 学習場所	〇〇町△△公民館	
(7) 学習目標	人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることにより、団体、サークル、グループのリーダーや指導者として、一人一人の人権が尊重された雰囲気や環境づくりに努めながら活動に取り組むことができる。	

## ポイント

人権教育と言うとかた苦しくなりがちです。事業名は内容が分かるとともに、親しみやすいものにするのも一つの工夫です。

事業目的は、事業を実施する側が、何のためにこの事業を実施するのかが分かるように、表記します。

事業実施主体の名称、共催等を表記します。他部局との連携を図ることもポイントです。

事業の目的に合わせて明確にするとともに、会場や学習内容に合わせて定員を設定します。

参加対象者に合わせて、時間や回数、開催曜日や時刻を設定します。

学習内容、参加人数、参加対象者に合わせて設定します。

参加者に期待される結果ないし学習成果を表記します。学習後の学習者の姿をイメージし、焦点を絞って多くの参加者が達成可能な目標にしましょう。

### (8) プログラムの展開 ※I-3(3)個別事業計画を立てる～展開の組み立て方～ 参照

回	月/日	学習テーマ	学習内容と方法	学習支援者	備考

## 研修計画をつくるために 学習プログラム作成の手順 (3) 個別事業計画を立てる～展開の組み立て方～

ここからは、学習プログラムの全体構想に基づいて、学習目標を達成するための具体的な学習活動を編成する、学習プログラム展開の組み立て方のポイントについて述べていきます。

この学習プログラムの展開部分は、学習目標の達成に大きく関係するところです。また、学習者が取り組む学習内容、学習方法、講師等について具体的に明記し、実際の学習の流れを伝えるところでもあります。内容の充実と魅力ある展開を組み立てることが求められます。

### ○プログラムの展開

回	学習テーマ	学習内容	学習方法	学習支援者	備考
1	人権を身近なものにするために	○「人権」とは何か ～私たちのまわりの人権～	講話	学識経験者	
2	ノーマライゼーションの社会を目指して	○参加体験型による人権学習① ～障害者の人権～	ワークショップ	社会教育主事	
3	心豊かな高齢社会を築くため	○参加体験型による人権学習② ～高齢者の人権～	ワークショップ	社会教育主事	

学習方法も工夫したいけど、どんな学習方法があるのかしら？

学習目標に沿ってどんな学習テーマと学習内容にすればよいのかな？



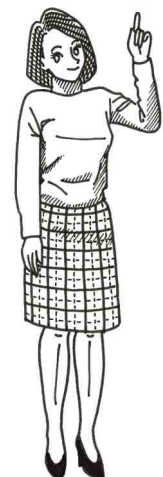
どんな方を講師にお願いすればよいのかな？

### 学習内容について

学習目標を達成するために、どのような知識を学んだり、技能を高めたりすることが必要かを考えます。例えば、偏見や差別など人権一般に関すること、女性、子ども、障害者など様々な人権課題に関すること、コミュニケーション能力など人権スキルに関することなど、その一つ一つが学習内容になります。

地域の実情や学習者の意識や生活状況、また学習経験やレベルに合わせて、何を上げるべきか、取り上げた学習内容をどのような順序で構成、配列するかを十分検討することが必要です。

学習テーマは、各回ごとの学習のねらいや学習内容を分かりやすく表したものです。あまりかたくならず、親しみやすい学習テーマを付ける工夫も必要ですね。





## 学習方法について

学習方法の選択は、学習プログラムの展開を組み立てる上で、学習内容の選択・配列とともに重要な作業です。

まず、学習内容に適した学習方法を検討し選択します。また、講義中心や実習・実技中心のプログラムだけでなく、学習者の学習意欲を高めるよう、多様な学習方法を選択して組み合わせることも大切です。

では、実際にどんな学習方法があるかそのいくつかを紹介します。

それぞれの学習方法のよさを理解し、学習者の立場に立って、ねらいを達成するために最も効果的と思われる学習方法を選び、組み合わせてプログラムを作成することが大切です。



### 聞くことを主とする方法

- 講話、講義
- パネルディスカッション
- シンポジウム
- ディベート など

※知識の獲得や問題に対する理解を深めるのに有効です。

※課題意識を明確にして聞くことが大切であり、聞くポイントの説明があると効果的です。

### 話すことを主とする方法

- ブレインストーミング
- 各種フォーラム
  - ・フィルムフォーラム
  - ・レクチャーフォーラム など

※参加者の話し合いによって、問題やテーマについて意見交換、情報交換等を行うことにより、問題解決の方法を検討したり考えを深めたり、話し合いの結果を行動に移すきっかけにします。

### 見ることを主とする方法

- フィールドワーク
- 見学
- ビデオ視聴 など

※実物を見たり、触れたりすることによって実感を高めることができ、理解を促進することができます。TV、VTR等の機器の利用も考えられます。

### 実践することを主とする方法

- アサーティブトレーニング
- ロールプレイング
- 実習、実技 など

※参加者がある役割をもって演技したり、コミュニケーションの在り方についてトレーニングなどを行うことなどによって学習課題に迫ります。

人権教育推進のための指導者は成人の方々です。そのため、成人の学習者の特性を踏まえて学習方法を選択することが、よりよい学習プログラムづくりにつながります。

## 成人の学習者の特性を考える

### 成人の学習者の特性

- ◇自己管理的、自己中心である
- ◇蓄積された経験を学習資源とする
- ◇即効的な学習の効果を求める
- ◇自分に対する過小評価、恐怖心とプライドがある
- ◇学習イメージ、学習スタイル、参加動機が多様である



- ・学習者が意志決定できる場面をつくりましょう
- ・これまでの経験や学んできたことを大切にしましょう
- ・気づきやふりかえりを促していきましょう
- ・分からない、できないという恐れや不安があることを理解し、プライドや人間としての尊厳を大切にしましょう



成人の学習者の特性から、参加体験型学習（ワークショップ）が有効な学習方法の一つと考えられます。

参加体験型学習は、学習者が主体的に学習し、参加者の意志決定が尊重されます。また、グループでの話し合いなどでは、参加者の経験や知識を引き出しながら学習が展開されます。例えば、人権学習において「人権」や「偏見や差別」といったものを扱った場合にも、学習者の経験を生かしたり体験を通したりして効果をあげています。

さらに、成人の学習者は、不安とプライドをもって学習に参加しています。学習が始まる時には 受容的な環境、雰囲気をつくる工夫も大切です。また、各種の参加体験型の手法を取り入れながら、学習内容や学習者の特性に応じて学習方法を選択することが望まれます。

## 学習支援者について



学習支援者とは、いわゆる「講師」、「ファシリテーター」をはじめ、「企画立案者」、「学習者」等の役割を果たす人も含まれます。すなわち、従来の「教える－教えられる（指導者－学習者）」という関係ではとらえきれない、様々なスタイルで学習を支援する人たちを指します。具体的には、学識経験者、社会教育主事、社会教育指導員、市町村職員、団体スタッフ、ボランティア等が挙げられます。

研修が充実したものになるには、この学習支援者の役割がとても重要な要素です。

ここでは、どんな方をお願いするか、また、お願いするときのポイントについて述べていきます。

学習支援者を設定するに当たっては、まず、事業の目的、学習対象者、参加人数・学習方法、予算等との関連性を十分考慮することが大切です。例えば、人権についての正しい知識と理解を身に付ける研修、活動を通してスキルアップを図る研修、学習者同士が情報交換したり協議したりする研修など、その目的によって学習支援者の役割も違ってきます。さらに、学習支援者は、研修内容について十分な知識、技術、指導力を有することが望まれます。

### ポイント

- 指導者の情報は、日ごろからの情報収集が重要です。論文・著作物、新聞・テレビなどからの情報や様々な研修会に参加し、直接に話を聞くことも大切です。また、他の自治体の事業担当者や教育事務所等との情報交換も有効です。
- 人権教育に関連した研修を修了した方々に、講師として活躍していただくことは、学んだ成果を生かすという生涯学習の観点からも、地域の交流活動を促進するという面からも重要です。こうした地域における活動の場を積極的に提供することが、人権が尊重された地域づくりにもつながります。
- 市町村職員自らが指導者・推進者・講師であるという意欲と自覚を高めることが大切です。進んで研修会に参加するなど、人権意識を高めスキルアップを図っていくことが重要です。

## 学習プログラム展開例

学習プログラムを編成するときには、これまで述べてきたように、研修のねらいや学習者の対象、人権問題の内容、学習方法を考慮して工夫することが大切です。ここでは、団体運営や地域活動に取り組む指導者のためのプログラム例を紹介しします。プログラムの企画・立案に当たっては、生涯学習（社会教育）課・公民館職員のほか、人権教育に関連した研修の修了した方や家庭教育の支援に携わっている方々にも参画していただくことにより、大変魅力的なプログラムになります。



## 団体運営や地域活動に取り組む指導者のための研修プログラム（例）

### 【子ども会育成会指導者のための人権感覚スキルアップ講座】

#### ○学習目標

様々な体験活動を通して、指導者としての資質を高めるとともに、好ましい人間関係を築いていくコミュニケーション能力を高める。

#### ○プログラムの展開

回	学習テーマ	学習内容	学習方法	学習支援者	備考
1	私から変わって みよう	○仲間づくり  ○リーダーの在り方について	アイスブレイ キング 講義	事業担当者 青少年団指導者	
2	豊かな人間関係 をつくろう	○豊かな人間性を育てるために (アサーティブ・トレーニングを通して)	ワークショップ	社会教育主事	
3	一人一人が尊重 された社会づく りを目指して	○これからの活動に向けて ○これからのリーダーに求められるもの	グループ協議 講話	人権教育研修 修了者 関係部局職員	

コミュニケーション能力を高めるためには、参加体験型学習を活用して、具体的な人権スキルを身に付けていくことが大切です。

私たちの身の回り  
にあるいろいろな差別を  
後世に引き継がないた  
めには、まず、気付か  
ないうちに身に付いて  
しまう「差別する心」  
をなくしていかなけれ  
ばなりません。

### 【共に生きる地域づくりセミナー】

#### ○学習目標

人権が尊重された地域づくりのために、地域指導者として取り組むべき課題に気付くとともに、人権意識の高揚を図る。

#### ○プログラムの展開

回	学習テーマ	学習内容	学習方法	学習支援者	備考
1	身近なところから 人権を考えよう	○しきたりや風習から人権について考える  ○人権意識を高めるために	講話  ワークショップ	学識経験者 社会教育主事	
2	明るい社会づくり と私たち	○共生の社会づくりのために ○学習をふりかえって	講話 グループ協議	関係部局職員 社会教育主事	

## ワンポイントアドバイス

新たに研修を立ち上げるのではなく、PTAやスポーツ少年団指導者、子ども会育成会指導者、家庭教育オピニオンリーダー、社会教育指導員など、これまでも市町村で行われてきた研修の場を生かし、児童虐待問題から子どもの人権について考えたり、国際交流事業の中で外国人の人権について考えてみるなど、人権課題とのかかわりについて考えられるような工夫をしてみましょう。



人権教育・啓発事業に携わる指導者のための研修プログラムとしては、研修・啓発事業の企画・立案に携わる指導者の養成研修、公民館等の講座で講話をしたりする指導者養成研修、ワークショップ等を進行するファシリテーターの養成研修などが考えられます。

## 人権教育・啓発事業に携わる指導者のための研修プログラム（例）

### 【人権教育指導者専門研修プログラム】

#### ○学習目標

人権教育の指導者として、効果的な研修の在り方について研修するとともに、内容・方法について、体験的・実践的手法を取り入れるなどの創意工夫を図り、人権教育の指導者としての資質の向上を図る。

#### ○プログラムの展開

回	学習テーマ	学習内容	学習方法	学習支援者	備考
1	人権って何だろう	○人権について考える ○人権についての基礎知識	ブレンストーミング・KJ法 講話	事業担当者 学識経験者	
2	様々な人権問題について考えよう	○「同和問題」の映画を視聴する ○高齢者疑似体験・アイマスク・車椅子体験を行う。	フィルムフォーラム グループ演習・協議	団体役員 社会福祉協議会職員	
3	人権が尊重されたまちづくりのためにPart1	○学習プログラム立案のポイント ○人権教育啓発推進事業の企画1・プログラムの作成	講話 グループ演習	社会教育主事	
4	人権が尊重されたまちづくりのためにPart2	○人権教育啓発推進事業の企画2・プログラムの作成 ○学習をふりかえって	グループ演習 グループ協議	社会教育主事	

人権が尊重された町づくりには、指導者の人権意識を高めることと、学んだ成果を互いに発揮し合う場を提供することが大切です。

### 【ファシリテーター養成研修プログラム】

#### ○学習目標

ファシリテーターとして、参加体験型学習のプログラムの立案・実践ができる資質と能力を養う。

#### ○プログラムの展開

回	学習テーマ	学習内容	学習方法	学習支援者	備考
1	ファシリテーターとは	○コミュニケーションづくり ○参加体験型のプログラムを体験しよう ○ファシリテーターの心得	ワークショップ	専門家	
2	ワークショップをプログラミングしよう	○効果的なプログラムとは ○ファシリテートのポイント ○相互評価とふりかえり	ワークショップ グループ協議	専門家	

ファシリテーターとは、学習を盛り上げる・促進する・手助けをする役割を担っていることを自覚することが大切です。

### ワンポイントアドバイス

人権教育・啓発に携わる専門性をもった指導者の養成は、人権教育の推進を図る上で大切なことです。市町村でもぜひ取り組んでいきたい内容です。また、人権に関する事業を把握し、他部局と連携して研修を実施することも視野に入れましょう。

学習プログラム、講座の企画・立案、  
運営、講師紹介、視聴覚教材など相  
談はまずこちらまで



県教育委員会事務局 河内教育事務所 028-626-3183  
 県教育委員会事務局 上都賀教育事務所 0289-62-7167  
 県教育委員会事務局 芳賀教育事務所 0285-82-3324  
 県教育委員会事務局 下都賀教育事務所 0282-23-3422  
 県教育委員会事務局 塩谷教育事務所 0287-43-0176  
 県教育委員会事務局 那須教育事務所 0287-23-2177  
 県教育委員会事務局 南那須教育事務所 0287-82-2909  
 県教育委員会事務局 安足教育事務所 0283-23-1471  
 学習情報センター（総合教育センター）028-665-7206  
 県視聴覚センター（総合教育センター）028-665-7200  
 栃木県学習情報提供システム とちぎレインボーネット  
<http://www.rainbow-net.pref.tochigi.jp/>

人権に関する主な相談機関（子ども、女性、性感染症、犯罪被害など、えせ同和行為等）

いじめ相談さわやかテレホン	性に関する相談～健康増進課
テレホン児童相談	県健康福祉センター、宇都宮市保健所
中央・県南・県北 児童相談所	栃木県消費生活センター
とちぎ女性センター（パーティ相談室）	栃木県弁護士会
婦人相談所	外国人のための人権相談
犯罪被害者相談～県警察本部	～東京法務局

その他の人権に関する関係機関

教育委員会事務局総務課人権教育室
教育委員会事務局生涯学習課ふれあい学習担当
生活環境部人権同和対策課
宇都宮地方法務局人権擁護課（他6支局）